【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成24年３月26日
【会社名】	株式会社ウイルコ
【英訳名】	Wellco Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 若林 裕紀子
【本店の所在の場所】	石川県白山市福留町370番地
【電話番号】	076-277-9811（代表）
【事務連絡者氏名】	経理・財務グループ担当部長 見山 英雄
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市福留町370番地
【電話番号】	076-277-9811（代表）
【事務連絡者氏名】	経理・財務グループ担当部長 見山 英雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【提出理由】

平成24年３月21日開催の取締役会において、平成24年４月27日開催予定の臨時株主総会において承認されることを条件に、新設分割及び新設分割設立会社の事業の譲渡について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２及び第16号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（１）新設分割（第７号の２）

イ．提出会社の他に新設分割会社となる会社の概要

該当なし。

ロ．新設分割の目的

目的：当社は、情報・印刷事業とダイレクト・マーケティング事業を通じて社会に貢献することを経営理念とし、「安心品質を。」お客様に提供するため、情報・印刷事業とダイレクト・マーケティング事業の２事業の相乗効果を最大限に発揮するよう事業展開を図ってまいりました。

前連結会計年度（平成23年10月期）においては、営業利益、経常利益を計上したものの、過去において連続して営業損失を計上する状況が続き、株主価値の大幅な向上が図れない状況にあります。当社は、このような状況を打破するため、各事業の責任体制や採算性につき検討を重ね、機動的な対応が可能なグループ体制への変革に加え、情報・印刷事業の収益力の抜本的な改革が必要であると判断いたしました。

機動的なグループ体制への変革には持株会社制への移行を、情報・印刷事業の収益力の抜本的な改革のためには、ダイレクト・マーケティング事業を行う新設分割設立会社である「株式会社ナチュラルガーデン」の株式を譲渡し、商業印刷の強化は勿論のこと、現在、結実しつつある情報・印刷事業における剥離紙を用いない多層式ラベル等の高付加価値製品や中国におけるフィルムラベル事業等に資本を投入することにより、継続的な利益確保体制の早急な構築を行い、今まで以上に株主価値の向上が継続して図れるグループ体制の構築を図って行くため。

ハ．新設分割の方法、新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産内容及びその他の新設分割計画の内容

方法：当社を分割会社とし、分割により設立する新会社に本件事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割です。

株式の数：「新設分割計画書」に記載のとおり。

その他の新設分割計画の内容：「新設分割計画書」に記載のとおり。

ニ．新設分割に係る割当の内容の算定根拠

算定根拠：本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

ホ．新設分割設立会社となる会社の概要

	新設会社 (平成24年５月１日予定)	新設会社 (平成24年５月１日予定)
(1)商号	株式会社ウイル・コーポレーション	株式会社ナチュラルガーデン
(2)事業内容	情報・印刷事業（宣伝印刷物、セールスプロモーション用品、業務印刷物の商業印刷物等の製造販売等）	ダイレクト・マーケティング事業（ヘアケア・化粧品、美容食品、健康補助食品等の通信販売等）
(3)設立年月日	平成24年５年１日	平成24年５年１日
(4)本店所在地	石川県白山市福留町370番地	千葉県浦安市入船一丁目５番２号
(5)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 若林 裕紀子	代表取締役社長 松浦 昌宏
(6)資本金	50百万円	50百万円
(7)発行済株式数	1,000株	1,000株
(8)純資産	303百万円（単体）	509百万円（単体）
(9)総資産	3,336百万円（単体）	2,020百万円（単体）
(10)決算期	10月31日	４月30日
(11)大株主及び持株比率	株式会社ウイルコホールディングス 100%	株式会社ウイルコホールディングス 100%

注）純資産額及び総資産額は平成23年10月31日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。

（２）連結子会社の事業の譲渡（第16号）

イ．連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称：株式会社ナチュラルガーデン

住所：千葉県浦安市入船一丁目５番２号

代表者の氏名：代表取締役社長 松浦 昌宏

ロ．事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社ビタミンライフ

住所：千葉県浦安市入船一丁目５番２号

代表者の氏名：代表取締役 池上 啓介

資本金：3,000万円

事業の内容：健康食品、栄養補助食品の企画開発及び販売

ハ．事業の譲渡の目的

目的：（前述）第７号の２のとおり。

ニ．事業の譲渡の契約の内容

内容：新設分割設立会社の株式1,000株（100%）を28億円で譲渡する。

添付1

新設分割計画書（株式会社ナチュラルガーデン）

株式会社ウイルコ（平成24年５月１日付けで商号を「株式会社ウイルコホールディングス」に変更予定。以下、「当社」という。）は、当社がそのダイレクト・マーケティング事業（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ナチュラルガーデン（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うことに関し、以下のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第 １ 条（新設分割）

当社は、本計画の定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第 ２ 条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。但し、本店所在地については、千葉県浦安市入船一丁目５番２号とする。

第 ３ 条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の設立時役員の氏名は、以下に定めるとおりとする。

設立時取締役　　松浦 昌宏

第 ４ 条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

新設会社は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、本計画作成後第７条に定義する分割効力発生日までに当社に新たに帰属するに至った本事業に関する権利義務についても、別紙2「承継権利義務明細表」の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。

2．第１項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触し、分割効力発生日の前日時点においてその義務を遵守できる見込みがない場合、その他当社又は新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を第１項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務から除外することができる。

3．新設会社が当社から承継する債務については、免責的債務引受の方法による。

4．第１項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きに要する登録手続費用その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第 ５ 条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。

2．新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第 6 条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の資本金、資本準備金及び資本剰余金の額は、以下のとおりとする。

ただし、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

(1)	設立時資本金	50,000,000円
(2)	設立時資本準備金	12,500,000円
(3)	その他資本剰余金	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除した額

第 7 条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成24年５月１日（以下、「分割効力発生日」という。）とする。但し、手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第 8 条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第 9 条（本計画の効力）

本計画は、分割効力発生日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第１０条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

平成24年３月21日

石川県白山市福留町370番地
株式会社ウイルコ
代表取締役会長兼社長 若林 裕紀子

添付2

株式会社ナチュラルガーデン 定款

第１章　総　則

（商 号）

第 1 条 当会社は、株式会社ナチュラルガーデンと称し、英文では、Natural Garden Corporationと表示する。

（目 的）

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告業
2. 印刷物の折込業
3. マルチメディアの研究・開発・コンサルタント業
4. マルチメディア関連情報サービスの提供
5. 穀類、食料品及び飲料水の販売
6. 医療用具、医薬部外品の販売
7. 衣料品及び寝具類の販売
8. 宝石、時計、貴金属の販売
9. スポーツ用品、園芸用品及び玩具の販売
10. 電子計算機及びソフトウェアの販売
11. 損害保険代理業
12. 生命保険の募集に関する業務
13. 旅行業法に基づく旅行業
14. 電話受信発信事務代行業
15. 医薬品の販売
16. 酒類の販売
17. 企業の販売促進活動の企画業務
18. 通信販売業
19. 化粧品の製造、販売、輸出入
20. 美容器具・健康器具の販売、輸出入
21. ビタミンなどを配合した低カロリーの健康食品及び前記材料の仕入、販売、輸出入
22. 家具・雑貨の製造、販売、輸出入
23. 環境に係る水、油、空気等の浄化処理装置の販売
24. 石鹸、洗剤、抗菌剤、消臭剤等の輸出入、販売並びにコンサルタント業
25. 蓄熱式空調・給湯装置の販売及び設置工事
26. 電気機械器具の販売及び設置工事
27. ライフスタイルプロデュース（美容、食生活、ファッション、インテリア、趣味、スポーツに関する情報、資料及びアドバイス）の提供
28. 高齢者の趣味活動、社会参加活動の援助
29. イベントの企画、制作及び運営、講演会、交流会、セミナー等の開催
30. 古物商
31. 上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を千葉県浦安市に置く。

（機 関）

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役を置く。

（公告の方法）

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、１０，０００株とする。

（株券の不発行）

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（株式取扱規程）

第 9 条 当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役において定めた株式取扱規程による。

（基準日）

第１０条 当会社は、毎年４月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、代表取締役は予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

（届 出）

第１１条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所、及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第１２条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、予め取締役の合意により定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長と

なる。

（決 議）

第１４条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条 株主は、他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第１６条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役

（取締役の員数）

第１７条 当会社の取締役は１名以上とする。

（取締役の選任）

第１８条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（取締役の任期）

第１９条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第２０条 当会社の取締役が１名のときはその取締役を代表取締役とし、取締役が２名以上いるときは、そのうち１名を代表取締役とし、取締役の互選によりこれを定める。

２ 代表取締役を社長とし、社長は会社の業務を統轄する。

（取締役の報酬等）

第２１条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第２２条 当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までの１年とする。

（期末配当金）

第２３条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配

当を行う。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金の除斥期間）

第２４条 前条に定める配当金については、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には利息をつけない。

第６章 附 則

（最初の事業年度）

第２５条 当会社の最初の事業年度は、会社の設立の日から平成２５年４月３０日までとする。

（設立時取締役）

第２６条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 松浦 昌宏

（設立時代表取締役）

第２７条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

代表取締役社長 松浦 昌宏

添付3

承継権利義務明細表（株式会社ナチュラルガーデン）

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、ダイレクト・マーケティング事業（以下、「本事業」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、未収入金、未収収益、立替金、仮払金、リース債権、並びに現金及び預金のうち当社と新設会社が別途合意した金額

(2) 固定資産

①有形固定資産

本事業に属する土地、建物、建物付属設備、構築物、工具器具備品、車両運搬具

②無形固定資産

本事業に属する電話加入権、ソフトウェア

③投資その他の資産

本事業に属する関係会社株式（株式会社イングコーポレーション、株式会社ホームダイレクト及び株式会社グリントス）、差入保証金、長期前払費用、破産更生債権、リース債権

２．承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属するファクタリング未払金、リース債務、仮受金、前受金、預り金、賞与引当金（但し、後記５にかかる流動負債を除く。）

(2) 固定負債

本事業に属する長期未払金、資産除去債務、退職給付引当金（但し、後記５にかかる固定負債を除く。）

３．承継する雇用契約

(1) 雇用契約

効力発生日において本事業に従事する従業員（契約社員及び嘱託社員を含む）との雇用契約

(2) その他

当社と当社従業員代表との間で効力発生日において締結している労働協約のうち、新設会社へ承継することについて別途合意したもの

４．承継する権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

効力発生日において有効な、本事業に属する売買契約、商品供給契約、賃貸借契約、業務受委託契約、リース契約その他雇用契約以外の一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務（但し、金銭消費貸借契約及び後記５にかかる権利義務を除く。）

(2) 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く

(3) 知的財産権等

本事業に属する特許権、実用新案権、商標権、意匠権等

５．承継しない権利義務

新設会社は、本事業に属する負債及び権利義務のうち、次に掲げる負債及び権利義務については、当社から承継しない。

(1) 当社の心身障害者用低料第三種郵便物制度の利用に関連して生じた又は生じる郵便事業株式会社に対する一切の債務（潜在債務及び偶発債務を含むが、これらに限られない。）

(2) 前項に定めるもののほか、債務不履行又は不法行為から生じる損害賠償支払債務、法令上の特別の損害賠償支払債務、違約金支払債務、瑕疵担保責任、保証債務、補償債務、その他一切の潜在債務及び偶発債務並びにそれらに付随する一切の権利義務

添付4

新設分割計画書（株式会社ウイル・コーポレーション）

株式会社ウイルコ（平成24年５月１日付けで商号を「株式会社ウイルコホールディングス」に変更予定。以下、「当社」という。）は、当社がその情報・印刷事業（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ウイル・コーポレーション（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うことに関し、以下のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第１条（新設分割）

当社は、本計画の定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第２条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。但し、本店所在地については、石川県白山市福留町370番地とする。

第３条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の設立時役員の氏名は、以下に定めるとおりとする。

(1) 設立時取締役　若林 裕紀子、西村 保彦、大槻 健、山形 伸次、鈴木 恒夫、北風 英雄、大倉 久直

(2) 設立時監査役　髙原 芳樹

第４条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

新設会社は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、本計画作成後第７条に定義する分割効力発生日までに当社に新たに帰属するに至った本事業に関する権利義務についても、別紙2「承継権利義務明細表」の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。

2．第１項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触し、分割効力発生日の前日時点においてその義務を遵守できる見込みがない場合、その他当社又は新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を第１項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務から除外することができる。

3．新設会社が当社から承継する債務については、免責的債務引受の方法による。

4．第１項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きに要する登録手続費用その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第５条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。

2．新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第６条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の資本金、資本準備金及び資本剰余金の額は、以下のとおりとする。

ただし、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

(1) 設立時資本金　　50,000,000円

(2) 設立時資本準備金　　12,500,000円

(3) その他資本剰余金　　会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除した額

第 7 条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成24年５月１日（以下、「分割効力発生日」という。）とする。但し、手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第 8 条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第 9 条（本計画の効力）

本計画は、分割効力発生日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第１０条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

平成24年３月21日

石川県白山市福留町370番地
株式会社ウイルコ
代表取締役会長兼社長 若林 裕紀子

添付5

株式会社ウイル・コーポレーション 定款

第１章　総　則

（商 号）

第 1 条 当会社は、株式会社ウイル・コーポレーションと称し、英文では、ＷＥ’ＬＬ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。

（目 的）

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 印刷業、製版業、製本業
2. 広告業
3. 映画、テレビ等に関する映像ソフトの企画、編集、制作及び販売
4. 紙及び印刷・加工に係る資機材の販売
5. 印刷物の折込業
6. マルチメディアの研究・開発・コンサルタント業
7. マルチメディア関連情報サービスの提供
8. 電子計算機及びその他関連機器による情報処理サービス及び情報提供サービス業
9. 電子計算機及びソフトウェアの販売
10. 自動車、事務用機器等のレンタル及びリース業
11. 荷造梱包業、倉庫業、貨物運送取扱事業
12. 写真撮影業及びパネル写真、写真アルバムの作成
13. 印刷業、広告代理店の経営指導
14. 不動産賃貸業
15. 宅地建物取引業
16. 印刷機械及び印刷加工機等周辺装置の輸出入、販売
17. 環境に係る水、油、空気等の浄化処理装置の販売
18. 石鹸、洗剤、抗菌剤、消臭剤等の浄化処理装置の販売
19. 蓄熱式空調・給湯装置の販売及び設置工事
20. 電気機械器具の販売及び設置工事
21. ライフスタイルプロデュース（美容、食生活、ファッション、インテリア、趣味、スポーツに関する情報、資料及びアドバイス）の提供
22. 高齢者の趣味活動、社会参加活動の援助
23. イベントの企画、制作及び運営、講演会、交流会、セミナー等の開催
24. 燃焼炉及び付加装置、排熱利用装置の販売及び設置工事
25. 省エネルギー機器・資材、環境機器・資材の販売及びコンサルタント業
26. 古物商
27. 上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を石川県白山市に置く。

（機 関）

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（1） 取締役会

（2） 監査役

（公告の方法）

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、１０，０００株とする。

（株券の不発行）

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式取扱規程）

第 9 条 当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定めた株式取扱規程による。

（基準日）

第１０条 当会社は、毎年１０月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

（届 出）

第１１条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所、及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第１２条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２ 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（決 議）

第１４条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条 株主は、他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第１６条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１７条 当会社の取締役は３名以上１０名以内とする。

（取締役の選任）

第１８条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第１９条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２０条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２ 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

３ 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

４ 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議）

第２１条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、当会社は会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと

みなす。

（取締役会の議事録）

第２２条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（代表取締役及び役付取締役）

第２３条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２ 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の報酬等）

第２４条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章　監　査　役

（監査役の員数）

第２５条 当会社の監査役は３名以内とする。

（監査役の選任）

第２６条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第２７条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第２８条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　計　　算

（事業年度）

第２９条 当会社の事業年度は、毎年１１月１日から翌年１０月３１日までの１年とする。

（期末配当金及び中間配当金）

第３０条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

２ 当会社は、取締役会の決議により毎年４月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

３ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金及び中間配当金の除斥期間）

第３１条 前条に定める配当金については、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２ 前項の金銭には利息をつけない。

第７章 附 則

（最初の事業年度）

第３２条 当会社の最初の事業年度は、会社の設立の日から平成２４年１０月３１日までとする。

（設立時取締役及び設立時監査役）

第３３条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 若林 裕紀子、西村 保彦、大槻 健、山形 伸次、
鈴木 恒夫、北風 英雄、大倉 久直

設立時監査役 髙原 芳樹

（設立時代表取締役）

第３４条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

代表取締役社長 若林 裕紀子

添付6

承継権利義務明細表（株式会社ウイル・コーポレーション）

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、情報・印刷事業（以下、「本事業」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する売掛金、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品、前払費用、未収入金、立替金、仮払金、リース債権、並びに現金及び預金のうち当社と新設会社が別途合意した金額

(2) 固定資産

①有形固定資産

本事業に属する建物付属設備、機械及び装置、工具器具備品、車両運搬具、リース資産

②無形固定資産

本事業に属する借地権、特許権、電話加入権、施設利用権、ソフトウェア

③投資その他の資産

本事業に属する関係会社株式（株式会社シェーファージャパン、株式会社クロスメディア、株式会社ピーディック及び株式会社グリーンエナジージャパン）、差入保証金、長期前払費用、破産更生債権、リース債権

２．承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属するファクタリング未払金、リース債務、前受金、預り金、賞与引当金（但し、後記５にかかる流動負債を除く。）

(2) 固定負債

本事業に属する長期リース債務、資産除去債務、退職給付引当金（但し、後記５にかかる固定負債を除く。）

３．承継する雇用契約

(1) 雇用契約

効力発生日において本事業に従事する従業員（パート及びアルバイト等を含む）との雇用契約

(2) その他

当社と当社従業員代表との間で効力発生日において締結している労働協約のうち、新設会社へ承継することについて別途合意したもの

４．承継する権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

効力発生日において有効な、本事業に属する売買契約、資材購入契約、賃貸借契約、業務受委託契約、リース契約その他雇用契約以外の一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務（但し、金銭消費貸借契約及び後記５にかかる権利義務を除く。）

(2) 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、当社が引き続き

保有する必要のあるものを除く

５．承継しない権利義務

新設会社は、本事業に属する負債及び権利義務のうち、次に掲げる負債及び権利義務については、当社から承継しない。

(1) 当社の心身障害者用低料第三種郵便物制度の利用に関連して生じた又は生じる郵便事業株式会社に対する一切の債務（潜在債務及び偶発債務を含むが、これらに限られない。）

(2) 前項に定めるもののほか、債務不履行又は不法行為から生じる損害賠償支払債務、法令上の特別の損害賠償支払債務、違約金支払債務、瑕疵担保責任、保証債務、補償債務、その他一切の潜在債務及び偶発債務並びにそれらに付随する一切の権利義務

以 上